

1. 件名：日本原燃株式会社における警戒事態の解消の目安等について

2. 日時：令和4年4月22日 10:00～10:20

3. 場所：原子力規制庁3階 会議卓

4. 出席者

原子力規制庁

緊急事案対策室 川崎企画調整官、平野室長補佐

(以下、テレビ会議システムによる出席)

日本原燃株式会社

安全・品質本部 安全推進部 部長他5名

5. 要旨

日本原燃株式会社から、令和3年度第58回原子力規制委員会の資料2「近畿大学における警戒事態の発生を踏まえた対応」において検討を求められた警戒事態の解消に係る判断の目安等の具体化について、資料1に基づき、主に以下の説明があった。

- ・警戒事態の解消の目安の具体的検討に支障がないことの見込みが付き、警戒事態の解消の手続きは概ね運用できるものとする。
- ・計測設備等の指示値や警報により警戒事態を判断したものの、これが計測設備等の誤動作や故障による誤ったものであることが確認された場合の取り扱いを明確にして欲しい。

原子力規制庁より、本日の面談を踏まえて、検討を継続すると回答した。

6. その他

配布資料：

資料1 再処理施設における警戒事態（AL）解消の判断の目安に関する事業者検討状況について